

(保 244) F
平成 23 年 3 月 19 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

支払基金からの診療報酬等（3月支払分）の振り込みについて

みずほ銀行のシステム障害により、平成 23 年 3 月支払分の診療報酬等（診療報酬、調剤報酬、特定疾患・特定健診・特定保健指導費、出産育児一時金等）の支払につきまして、支払基金から別添のような、当面の対応についての連絡がありましたので、取り急ぎ情報提供させていただきます。

支払基金では、現段階で、予定どおり 3 月 23 日に支払うことで準備を進めておりますが、連休明けのシステムの復旧状況によっては、医療機関の指定口座に入金されない可能性があるため、①医療機関の指定口座がみずほ銀行の場合、②支払基金支部がみずほ銀行から医療機関の指定口座へ振り込む場合の対応について、予めみずほ銀行と確認したとのことです。

本件につきましては、支払基金各支部より都道府県医師会に説明がなされ、支払いができない可能性がある医療機関（薬局を含め約 8 万件）に対して、金融機関への連絡方法を連絡することにしており、当面は事態の推移をお待ちいただきたいとのことでした。

つきましては、貴会会員に対するご周知をよろしくお願い申し上げます。

（添付文書）

1. 社会保険診療報酬支払基金 経理部管理課からの文書

日本医師会 様

平素は、支払基金の業務運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般のみずほ銀行のシステム障害に伴い、振込取引等の事象が発生していることは、ご承知のことと存じます。

支払基金におきましては、東北地方太平洋沖地震で被災した支部をはじめ、すべての医療機関（薬局）の皆様には診療報酬等は、予定どおり3月23日にお支払いすることとして準備を取り進めています。

みずほ銀行においては、システムの回復に全力を尽くしている状況にありますが、医療機関（薬局）がみずほ銀行の口座を指定している場合（パターン①）のみならず、支払基金支部がみずほ銀行から医療機関（薬局）が指定している金融機関の口座へ振り込む場合（パターン②）についても、支払い（指定口座への入金）ができない場合が考えられます。

このことから、支払基金におきましても、みずほ銀行以外の金融機関を利用した振込みについても検討いたしました。金融機関の営業日の関係から、23日の振込みが困難であること、また、既にみずほ銀行において機械処理がなされていることもあり、医療機関（薬局）への二重払いとなる可能性もあります。

こうした事態を踏まえ、みずほ銀行からは、「支払われなかった場合の責任はみずほ銀行にあり、みずほ銀行の責任において、最優先で処理する」旨の確約を得るとともに、医療機関（薬局）から指定口座に入金されていないことが確認された場合、速やかに、

- ① 指定口座が「みずほ銀行」の場合（パターン①）
基金からの振込金額をみずほ銀行において仮払いで指定口座に入金する。
- ② 指定口座が「みずほ銀行以外の金融機関」の場合（パターン②）
みずほ銀行において、受取金融機関に未着金であることを再確認し、個別に再送金する。この場合、当初送信分が着金した場合には、みずほ銀行に資金返却することの了解を得て、送金を実施する。

旨の対応を確認したところです。

つきましては、みずほ銀行からも、相応の対応が取られることを確認していますので、当面、事態の推移をお待ちいただくようお願い申し上げます。

なお、支払基金としましても、最悪の場合、連休明けにおけるシステムの復旧状況によっては、支払い（指定口座への入金）ができない可能性がある医療機関（薬局）（約80,000超）に対して、金融機関への連絡方法を前述のパターン別に

ご連絡することとしていることを申し添えます。

まずは、みずほ銀行のシステム障害に伴う、当面の対応についてご連絡申し上げます。

社会保険診療報酬支払基金
経理部管理課

本件に関するお問い合わせ先
03-3591-7441（代表）
内線 680（岡）、619（大橋）、620（白石）